



# 亀中だより

No.6 令和7年5月7日 文責 岡田

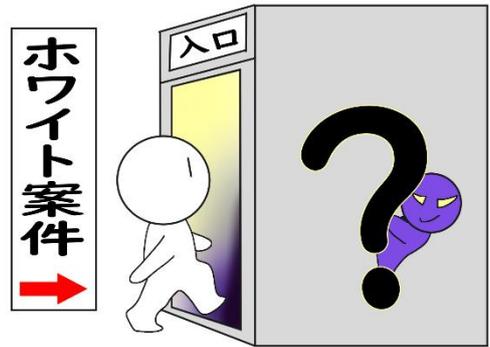
For The Students!

## 闇バイトに中学生が加担…逮捕の衝撃

自分専用のスマートフォンを持つ生徒が増える中で、SNSなどを使用することに伴ういじめや生徒指導事案は年々増加しています。学校でも SNS や携帯電話の使い方について指導を行っていますが、子どもたちが無防備にネットを利用することにより、深刻な事態を引き起こすこともあります。

近年、「闇バイト」という言葉を聞くことが多くなりました。みなさんは「闇バイト」とは何か知っていますか。「闇バイト」とは、高額報酬を謳いながら、実際には詐欺や強盗などの犯罪行為に加担させる違法なアルバイトのことをいいます。SNS

やインターネットを通じて勧誘され、金銭的に困窮している人や若者がターゲットとされることが多いようです。これは決してアルバイトと呼べるものではなく、詐欺や強盗の実行犯として利用されるケースが急増しています。2023年、千葉県で女子中学生が特殊詐欺の現金を引き出す“出し子”の仕事を引き受け、窃盗容疑で逮捕された事案、2024年には関東に住む少年が山口県での強盗予備容疑で逮捕された事案などがその例です。「闇バイト」から犯罪に加担する、させられることのないようにしましょう！



### 闇バイト



## バイトのつもりが犯罪者に… やめたくても脅されて アリ地獄状態へ

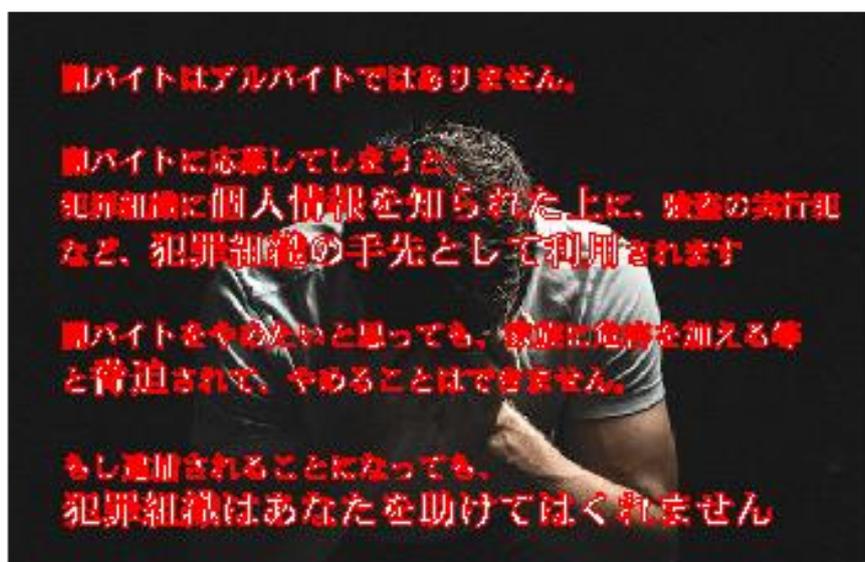
手口は非常に巧妙です。最初は本当に正当なバイトで比較的高額な報酬が得られることもあります。しかしそれが彼らの手口。一度は信じ込ませて、だんだんと特殊詐欺などの犯罪行為に変化させられます。一度これらの闇バイトに応募してしまうと個人情報を知られてしまい、犯罪組織の手下として使われ始めます。一度でもそれらに加担してしまうと、自分や家族に危害を加えられるなどのおどしを受け、やめることができなくなっていきます。まさにアリ地獄ですよね。

生徒のみなさん、十分に気をつけましょう。そして、何かに巻き込まれたりしたら、一刻も早く、警察に相談しましょう。

少年相談 110 番

#9110 または、0120-41-7867

次ページは三重県警察本部が作成している「闇バイト」の危険性を訴えるパンフレットのひとつです。生徒のみなさんもぜひ最後まで読んでくださいね。



サイバーセキュリティニュース  
C S — N E W S

三重県警察本部  
令和5年7月

## 闇バイトで犯罪に加担!?

闇バイトって?

SNSやインターネット上で短時間で高額の収入が得られるなど  
甘い言葉で募集し、応募すると特殊詐欺の受け子や出し子、  
強盗の実行犯など犯罪組織の手先として利用されます。

逮捕とかされるんですか?

犯罪行為に加担すれば逮捕される場合があります。  
罰則の例：詐欺罪10年以下の懲役、強盗罪5年以上の有期懲役

脅されて、闇バイトをやめられません

**闇バイトはアルバイトではありません!!**  
闇バイトに申し込んでしまったり、やめたくてもやめられない場合は、  
最寄りの警察署又は警察本部に相談してください。



三重県警察本部  
生活安全企画課・少年課・サイバー犯罪対策課  
(059-222-0110)